

## 旅券発給業務委託にかかる共通照会システム利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、旅券発給業務の受託者の業務従事職員が、委託作業管理区域において受託業務を遂行するに当たり、セキュリティの確保に関する必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図りながら、適切に共通照会システムを利用することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本人確認情報 住民基本台帳法第30条の6において定義されるものをいう。
- 二 L G W A N 端 末 共通照会システムを使用するためのコンピュータで、本人確認情報を照会するために東大阪市役所本庁舎5階パスポート窓口に設置されるものをいう。
- 三 セキュリティ責任者 市民生活総務課長をいう。
- 四 操 作 者 受託者の業務従事職員で共通照会システムを操作するものをいう。
- 五 操作者識別カード 操作者が共通照会システムを使用して本人確認情報を照会する場合に当該照会を行う権限の有無を共通照会システムが認証するためのICカードをいい、操作者毎に発行される。
- 六 カード保管者 業務時間外においてはすべての操作者識別カードを、業務時間内においては当該時間中使用されない操作者識別カードを保管する職員でセキュリティ責任者の指定するものをいう。
- 七 利 用 事 務 住民基本台帳法 別表第五の六に定める事務をいう。
- 八 システム管理者 情報政策室長をいう。
- 九 責 任 者 受託者の業務従事職員のうち、受託業務の責任を担う常勤で専任の者をいう。
- 十 受 託 者 旅券の申請受付、交付等業務の受託業者をいう。

### (受託者の責務)

- 第3条 受託者は、住民基本台帳法をはじめ関係規定を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、職員を適法に管理し、委託者の要請があれば出退勤管理、給与台帳等その他の書類を閲覧できるよう整備しなければならない。
  - 3 受託者は、操作者に対し端末操作および、個人情報保護に関する教育並びに研修を実施することとし、その計画並びに結果をセキュリティ責任者に報告しなければならない。

### (責任者の責務)

第4条 責任者は、毎日、操作者の出勤状況を把握し、業務開始時にカード保管者から操作

者識別カードを確認受領後、業務を行う操作者に当該操作者に係る操作者識別カードを手渡すものとする。

- 2 責任者は、操作者の業務時間が終了したときに、操作者から当該操作者に係る操作者識別カードを回収し、すべての操作者識別カードを再度確認ののち、カード保管者に返却するものとする。
- 3 責任者は、第2項による操作者識別カードの出入を管理するため、操作者識別カード管理簿（様式1）を調製し、操作者識別カードの出入ごとに操作者の署名を求めなければならない。なお、操作者識別カード管理簿（様式1）については3年度分保管する義務が生じ、責任者は市から提示を求められた場合は応じなければならない。
- 4 責任者は、共通照会システムの適切な運用に資するため、必要に応じて操作者を指導しなければならない。

#### （操作者の責務）

- 第5条 操作者は、旅券発給業務に限定して共通照会システムの操作をしなければならず、業務以外の目的で操作してはならない。また、検索した内容については、他に漏らしてはならない。
- 2 操作者は、操作者識別カードの貸与を受けるときに操作者のみが知るパスワードを設定し、操作者識別カードは他の人に貸してはならない。また、パスワードは他人に教えてはならない。
  - 3 操作者は、操作者識別カードのパスワードに規則性のある番号又は推測可能な番号を用いてはならない。
  - 4 操作者は、操作者識別カードのパスワードを定期的又は必要に応じて随時更新するものとする。
  - 5 操作者は、操作者識別カードを業務開始前に責任者から受け取り、業務終了後直ちに返却しなければならない。この場合、操作者は操作者識別カードを紛失し又は盗難されないう、責任をもって管理しなければならない。
  - 6 操作者は、人事異動、事務分担の異動、退職その他の事由により業務端末の操作に従事しなくなったときは、責任者を通じ、セキュリティ責任者に操作者識別カードを返却しなければならない。
  - 7 操作者は、操作者識別カードの紛失、盗難、毀損等により、又はパスワードの入力誤りなどにより、操作者識別カードを使用することができなくなったときは、責任者を通じ、直ちに、セキュリティ責任者に報告しなければならない。
  - 8 操作者は、LGWAN 端末から離れるときは、必ず共通照会システムのログオフ処理を行い、操作者識別カードを携帯するものとし、LGWAN 端末に放置してはならない。
  - 9 操作者は、LGWAN 端末の画面を申請人等に見られないようにしなければならない。
  - 10 操作者は、本要領、住民基本台帳法及びその他の関係規定を遵守しなければならない。
  - 11 操作者は、本条各項を理解し、これを守ること。また本業務で知りえた事項は職を離れた後も漏らしてはいけない。

(その他)

第6条 この要領の定めのない事項については、受託者、セキュリティ責任者及びシステム管理者が協議して定めるものとする。

附 則

1 この要領は平成24年10月1日から実施する。

附 則

1 この要領は平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は平成30年7月1日から実施する。

附 則

1 この要領は令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は令和5年3月27日から実施する。

(様式1)

操作者識別カード管理簿

令和 年 月 日 ( )			
業務開始時のカード保管者確認署名			
操作者識別カード番号	出庫時刻	操 作 者 署 名	カード保管者確認署名
操 作 者 氏 名	入庫時刻		
業務終了時のカード保管者確認署名			